

安全衛生推進者養成講習会のご案内

主催 (一社)名古屋南労働基準協会 (愛知労働局長登録番号第2号)

受付 名古屋東労働基準協会

労働安全衛生法第12条、同規則第12条の規定により常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者等の選任が義務づけられております。

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

★安全衛生規則第十二条の二

法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人未満の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生推進者の選任が必要な業種)

・林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業等の業種

日時 ①2025年4月14・15日(月・火) 2日間とも9:30~16:00

②2025年6月9・10日(月・火) //

会場 名古屋市工業研究所 名古屋市熱田区六番3-4-41
地下鉄「六番町」3番出口3分 ※公共交通機関のご利用にご協力下さい

受講料 14,850円(テキスト代・消費税等含)

申込方法 下記申込書をFax願います。

ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB申込も可能です。

名古屋東労働基準協会 Tel 052-890-4466 Fax 052-890-4477

支払方法 講習初日10営業日前までにお支払いください。

<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通 0656029 名古屋東労働基準協会
振込み手数料はご負担ください。

安全衛生推進者



※講習初日の7営業日前を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。

受講希望日	2025年	月	日
フリガナ			
名前		生年月日	年 月 日

※旧姓等の併記を希望の方は氏名の後ろに()で併記を希望する氏名を記入してください。◎確認資料要

勤務先(個人申込みの方はご連絡先を記入)

事業場名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
担当者	(所属)	(名前)	
	Mail	☒	

個人情報の取扱いこの受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し、受講者の同意なく目的外に利用することはありません☆